

団体交渉報告 その⑤

地域手当

「2018年度の現給保障期間終了後に検討する」とはいうものの  
「県は4.5%に下げた」

などと弁明を始める

地域手当制度に問題はありますが

「せめて約束を守れ」と要求

2014年の給与制度の総合的見直しの際の賃下げのときに当局が約束した「2018年度までの現給保障期間終了後に検討する」との約束が、危うくなっています。先日の団体

尾藤 非常に財政状況が厳しくて難しいけれども、忘れてはならない。  
組合C われわれは6%全部出せとっている。地域手当は昔からあったものではない。2000年代に自治体間で地域間格差ができるなかで出てきた。地域手当がいい制度だからというのではない。この間、震災

矢崎 地域手当を1%上げるといことは、1億円かかる。その1億円をどう

組合B 現給保障終了後の試算は？

矢崎 試算できていない。あと3400万円足りない。あと6600万円足りないのをどうするか。

組合に加入しましょう

\*人文学部も、新入教職員が入ってくるなど、新鮮な雰囲気です。安心して働き続けられる職場にするために、あなたも教職員組合に加入しませんか？

①組合に入るメリット

組合に入る最大の長所は、仕事の悩み、おかしいと思ったことを、安心して話し合えることです。自分が「おかしい」と思ったことは、案外同僚も「おかしい」と考えているものです。

②大学と交渉できます

困ったことは、組合を通じて大学と交渉し、解決させることができます。大学側は、団体交渉に応じる法律上の義務を負います。

③安心できる職場を

働き続けられる職場づくりに必要なのは、あなたの意見です。ぜひこの機会に、あなたも組合加入をご検討ください。

支部執行委員会

\*教職員組合人文学部支部の執行委員会を下記の要領で開催いたします。支部組合員はどなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

日時：4月17日(月) 17:00～

場所：小会議室

交渉で当局は、「県が4.5%に下げた」などというわけし始めました。大学当局が教職員の生活に責任を持つという意識があるのかどうか、さらなる継続的な追求が課題です。  
やって捻出するかが大学の課題。運営費交付金が毎年8000万円減になっているなかで、どうやって上げていくのか。県は今回給与を下げた。2018年度から現給保障がなくなり、それからその時点で検討させていた。今県は4.5%。  
組合C われわれ教員は、給料が下がる、研究条件が毎年悪化している、それから3つ目は、実務的な仕事が増えているという悪循環。これを突破しないかぎり、元気で働き続けられない。

三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年 4月11日 (火) 第162号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com



# 戦争を目的とした研究は

## しないと誓った学会会議

## 13日に第173回総会

### 軍事研究に関する日本学会会議の2017年声明の意義と今後の課題

5) 防衛装備庁が2017年度予算で「推進制度」に110億円もの巨費を投じ、金の力で研究者を軍事研究へ動員しようとする中、この新声明を実効あるものにするのが急務である。そのために連絡会は次のことを訴える。

① 4月13日・15日の日本学会会議総会において、新声明の意義を高く評価し、さらに中身を深める議論を繰り広げ、総会の総意として新声明を支持すること。また、「推進制度」が学術に及ぼす負の影響を真摯に考え、各大学等でどのように対処するかの議論を開始すること。

② 新声明の意義を広く社会的に明らかにするために、日本学会会議が全国各地でフォーラムなどを行うとともに、日本学会会議の常設委員会などでこの問題を継続して議論していくこと。

③ 各大学等で、また関連する学協会で、この新声明の趣旨を全構成員に周知し、3)の審査制度やガイドラインが具備すべき内容について検討を始めること。その際、執行部周辺だけで決めるのではなく、それぞれの組織において全構成員の議論が反映しうるように民主的に行うことはもちろん、さらに広く市民の声も配慮すること。

④ この声明で示された学術研究への「負の影響」を考えれば、研究者は「推進制度」に応募するべきではない。すでに2017年度の募集が始まっているが、この新声明の精神に則って各大学等における審査制度や学協会によるガイドラインが策定されれば、大学等からの応募を認めることはありえないはずである。

軍学共同反対連絡会は、新声明をもとに軍学共同反対の声をさらに広げ、防衛装備庁の「推進制度」の撤廃をめざし今後も力を尽くしたい。

2017年4月1日 軍学共同反対連絡会  
(共同代表 池内了、野田隆三郎、西山勝夫)

### 三重大学に求められる対応

- ① 学会会議声明を受けて、三重大学での応募を認めないこと
- ② 他大学でのとりくみに学んで、三重大学でも「防衛省・軍関係からの資金提供を受けないこと」を規程上で明記させること

学会会議が先月24日に出した幹事会声明を受けて、全国の大学でとりくみが始まっています。今週13日の日本学会会議第173回総会がヤマ場です。三重大学でも、真摯に対応することが求められます。2017年度の安全保障技術研究推進制度については、すでに3月29日段

階でウェブサイトに掲載され、応募期間も3月29日から5月31日までとされています。現在三重大学の「研究助成情報一覧」には現段階で掲載されていないものの、たまたま単年度での「応募しない」という技術的対応ですませられません。今回の声明は、「大学等の各研究機関は、……軍事

的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」としています。(このことから、三重大学当局は、少なくとも、学内の審査制度やガイドライン等により、規程上に何らかの歯止め規定を明

記すべきです。そのために、学内の全構成員が意見等を表明する機会を設けることも必要です。この問題は、科学の社会的役割や三重大学の地域貢献と無関係に考えられませんが、今後、地域に対する三重大学の専門科学を通じた貢献のあり方を積極的に問い直す機会にすべきです。

次の焦点は……  
三重大学のガイドラインについて

(声明) 日本学術会議『軍事的安全保障研究に関する声明』を支持し各大学等における議論を呼びかける

2017年3月31日

全国大学高専教職員組合中央執行委員会

日本学術会議は、2016年6月以来の検討を経て、3月24日に標記声明を決定・公表した。

今回の日本学術会議の声明は、わたしたちの主張と一致するものであり、その決定を強く支持する。

この声明では、1949年に日本学術会議が創設され、1950年と1967年に軍事目的のための科学研究を行わない旨の声明を発したのは、科学者コミュニティの戦争協力への反省があったとの認識をしめし、軍事目的のための科学研究を行わない旨の2度の声明を継承することを宣言している。その根拠として、学術研究が政治権力によって制約あるいは動員された歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、研究成果の公開性の担保が重要であるとの考え方をしめしている。その上で、2015年度に開始された防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」について、「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と評価し、研究資金は民生分野に対するものを充実させるべきとしている。そして、研究成果は軍事目的への転用の可能性もあるからこそ、研究の入り口での研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められるとし、そのために、大学等の研究機関は軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究については自らその適切性を審査する制度を設けるべきであるとしている。また学協会等でも研究についてのガイドラインの設定が求められるとした。さらに個々の科学者、研究機関、学協会、科学者コミュニティ全体が社会とともに真摯な議論を続ける必要性を訴えた。

全大教中央執行委員会は、すでに2016年12月26日に声明『軍事目的のための研究を大学に行わせる政策に反対し、すべての大学・大学人が学問の自由を擁護する立場から議論し行動することを呼びかける』を発表している。その中では、大学等における軍事目的の研究を進める政策に反対し、政府はむしろ大学への基盤的経費、基盤研究費を充実させるべきであり、かつ大学・学術界の国際性、公開性の発揮を支援すべきことを訴えた。学術界に対しては、国際関係の包括的解決に向け行動すべきことを、また大学に対しては、学問の自由の保障に責任を負う立場に立って大学内での民主的議論を行うべきこと、そして大学人に対しては、その議論に積極的に参加すべきであることを訴えてきた。

今回の日本学術会議の声明は、防衛装備庁の資金が問題が多いものであるとしている。各研究者、各研究機関はこの声明に応え、2017年度の同制度の募集に対しては、毅然として応募しない姿勢をしめすべきである。また声明が呼びかけているとおり、大学等の研究機関、学協会、科学者コミュニティそれぞれが、軍事研究とみなされ得る研究の適切性の判断基準と、それを審査する体制を確立することが求められている。現時点では未だその議論の入口に立っているにしかすぎないのであり、より広い社会の人々との議論を積み重ね真摯な取り組みが求められている。

あわせて各大学等の関係者には、全大教中央執行委員会声明でわたしたちが主張した、軍事研究が大学等に持ち込まれた際に起こる、学生や留学生の現在および将来にわたる不利益について、責任ある立場で考えることを求める。

全大教は、学問の自由、大学の自治の原則にもとづき、民主的な議論のもとで、大学等が今後とも軍事目的のための科学研究を行わないことを決定・宣言し、実践することを求め、そのために運動することをあらためて確認し、声明とする。

### 三重大大学の研究倫理関連の規程

- ①「三重大大学における人を対象とする研究の倫理に関する規程」(2012年改正)
- ②「三重大大学における公正研究の基本方針」(2015年3月26日)
- ③「三重大大学研究行動規範委員会規程」(2015年)
- ④「三重大大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」(2015年4月1日)
- ⑤「研究資料等の保存に関する指針」(2016年3月18日研究行動規範委員会決定)
- ⑥「三重大大学における研究活動の不正行為の調査等に関する内規」(2015年4月1日)

# 研究倫理の規程・指針の改正を

防衛省の外部資金に応募しないことだけに矮小化するのではなく、地域の住民団体等とも相談しながら対応することが必要です。毎年年末にその受講を求められる「三重大大学における公正研究倫理教育(e-learning)」ですが、しか

しそこには、戦争を目的とした研究に対する視点がありません。しかし本来、研究倫理をいっているのであれば、その研究成果の使われ方を含み科学者の責任を明記した規程・ガイドライン等の改正が求められます。ところが、この2年くらいで整

備された研究倫理に関する規程・指針等に、このような内容を盛り込む視点は感じられません。たとえば新潟大学の「科学者行動規範」(2015年10月16日一部改正)は、「4 軍事への寄与を目的とする研究」として、「科学者

はその社会的使命に照らし教育研究上有意義であって人類の福祉と文化の向上への貢献を目的とする研究を行うものとし軍事への寄与を目的とする研究は行わない」としています。三重大でも、同種の規程を明記させるべきです。

# 「軍事目的の研究を行わない」との声明を継受 「研究資金の出所等」に 日本学術会議が幹事会で声明 慎重な判断を

2017年3月24日  
第243回幹事会

## 軍事的安全保障研究に関する声明

日本学術会議

日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015年度発足)では、将来の装備開発につなげるとい明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。

日本学術会議は、3月24日の幹事会で、「軍事的安全保障に関する声明」を

1950年と「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」声明を継承するものです。

この新たな声明は、現在進行する日本社会の軍事化、その一環として大学や研究機関などを軍事研究

へと動員しようとする安倍政権の動きに対する「学問の自由」と学術の健全な発展を守る立場からの反撃で

す。今後のたまたかのカギは、各大学・研究所で安全保障技術研究推進制度への応募をさせないことです。

安全保障技術研究推進制度

応募をさせないという入り口のカギがカギ